

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①成年年齢引下げを見据えた学校教育等における消費者教育の推進	<p>ア 幼児期における消費者教育の推進 幼児期はさまざまな気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを取り入れる時期です。 生活や遊びをとおして生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、各種イベント等の実施により、遊びをとおして物やお金を大切にすることや、約束やきまりを守り、欲しい物があっても時には我慢することを学ぶことができる機会を提供していきます。</p>	<p>○体験を通して、子供たちがお金や消費生活に係る正しい知識を楽しみながら身につけ、理解を深められるよう、関係機関・団体と連携して事業を実施します。</p>	<p>○県立大型児童館「みえこどもの城」において、「かえっこキッズタウン～お金のやくわりをまなぼう！」を実施し、子供たちがお金や消費生活に係る正しい知識を楽しみながら身につけ、理解を深められる内容としました。(10月7日～11月19日) ・オープニング実施 ・「お金セミナー」1回実施 ・お金や消費に関するパネルの設置や、おしごと体験ができるイベントの開催 (期間内来場者数:12,139名)</p>	<p>○体験を通して、子供たちがお金や消費生活に係る正しい知識を楽しみながら身につけ、理解を深められるよう、関係機関・団体と連携して事業を実施します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
	<p>イ 小学校期における消費者教育の推進 小学校期は主体的な行動、社会や環境への興味をとおして、消費者としての素地の形成が望まれる時期です。 小学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や家庭科等において、買い物の仕組みや工夫、売買契約の基礎の理解や、消費者の役割についての態度を育成することが求められています。 三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組みます。</p>	<p>○市町等教育委員会指導主事等を対象とした会議や校長研修会等において、消費者教育に関して各教科・領域等の関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。</p>	<p>○市町等教育委員会指導主事等を対象とした三重県各教科等担当指導主事会議の社会科部会において、消費者教育について説明しました。また、同会議の家庭科部会においても、消費者の役割について説明し、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう周知を図りました。</p>	<p>○市町等教育委員会指導主事等を対象とした会議や校長研修会等において、消費者教育に関して各教科・領域等の関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。</p>	<p>教育委員会事務局 (小中学校教育課)</p>
	<p>ウ 中学校期における消費者教育の推進 中学校期は行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決法の理解が望まれる時期です。 中学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や技術・家庭科の家庭分野等において、個人や企業の経済活動における役割と責任の理解や、自立した消費者として責任ある消費行動についての態度を育成することが求められています。 三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組みます。</p>	<p>○市町等教育委員会指導主事等を対象にした会議や校長研修会等において、各学校において各教科・領域等との関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。</p>	<p>○三重県各教科等担当指導主事等連絡協議会の技術家庭科部会(家庭分野)において、学習指導要領に明示されている消費生活・環境について取り上げ、趣旨及び内容の周知を図りました。</p>	<p>○市町等教育委員会指導主事等を対象にした会議や校長研修会等において、各学校において各教科・領域等との関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。</p>	<p>教育委員会事務局 (小中学校教育課)</p>
	<p>エ 高等学校期における消費者教育の推進 高等学校期は生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期です。 高等学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、家庭科や公民科等において、契約の重要性及び消費者保護の仕組みの理解を深めることや、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる態度を育成することが求められています。 三重県では、外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」、「法教育」等各種の実務教育を実施し、消費者として主体的に判断し行動することができる力を養います。</p>	<p>○成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、引き続き家庭科の授業の充実に努めます。 ○公民科や商業科をはじめ、関係する教科と連携し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、契約の重要性及び消費者保護の仕組みを理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考えを深めることができるよう、引き続き、消費者教育に係る授業の充実に努めます。 ○外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「法教育」等各種の実社会との接点を意識した実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報を見極め、適切に判断し活用しながら、倫理的消費(エシカル消費)等、持続可能な社会をめざして主体的に消費に係る行動を実践し、積極的に社会に参画する力を養います。</p>	<p>○成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、家庭科の授業の充実に努めました。 ○公民科や商業科をはじめ、関係する教科と連携し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、契約の重要性及び消費者保護の仕組みを理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考えを深めることができるよう、消費者教育に係る授業の充実に努めました。 ○外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「法教育」等各種の実社会との接点を意識した実務教育を実施しました。消費者として様々な生活情報を見極め、適切に判断し活用しながら、倫理的消費(エシカル消費)等、持続可能な社会をめざして主体的に消費に係る行動を実践することで、生徒が積極的に社会に参画しようとする力を養いました。</p>	<p>○成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、すべての学校の家庭科の授業は、消費生活に関わる内容を1、2学年のうちに履修しており、引き続き家庭科の授業の充実に努めます。 ○公民科等、関係する教科が連携し、生徒が消費者の権利と責任および契約の重要性及び消費者保護の仕組み等について理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することについて考えを深めることができるよう、引き続き、消費者教育に係る授業の充実に努めます。 ○外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「金融経済教育」「法教育」等各種の実社会との接点を意識した実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報を見極め、適切に判断し活用しながら、持続可能な社会をめざして積極的に社会に参画しようとする力を養います。</p>	<p>教育委員会事務局 (高校教育課)</p>

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
	<p>オ 特別支援学校における消費者教育の推進 特別支援学校では、消費者トラブルに遭わないために金銭管理等の基本的な知識が得られるよう、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。 また、高等部の生徒においては、社会に参画する準備段階として、金銭管理の学習を中心とした消費者教育に取り組みます。</p>	<p>○県立特別支援学校では、消費者トラブルに遭わないための金銭の管理と計画的な使い方等の基本的な知識が得られるよう、引き続き児童生徒の発達段階に応じた消費者教育に取り組みます。 ○特に高等部では、消費者被害等に遭わないために理解啓発等を図る学習を中心とした消費者教育に取り組みます。</p>	<p>○県立特別支援学校では、校外学習等で買い物学習等を行うなど、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育に取り組みました。 ○高等部は、外部講師を招き、インターネットトラブル等消費者被害に関する学習に取り組みました。</p>	<p>○県立特別支援学校では、消費者トラブルに遭わないための金銭の管理と計画的な使い方等の基本的な知識が得られるよう、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育に系統的に取り組みます。 ○特に高等部では、消費者被害等に遭わないために理解啓発等を図る学習を中心とした消費者教育に取り組みます。</p>	<p>教育委員会事務局 (特別支援教育課)</p>
	<p>カ 大学・専門学校等における消費者教育の推進 大学生等の若年者は生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期です。 大学や専門学校等での消費者教育を推進するため、各学校等と積極的に連携・協働し、消費者教育に関する検討を行うとともに、啓発や情報提供を行うことで、大学生等の消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組みます。</p>	<p>○若年者層における消費者被害の未然防止・拡大防止に向け、大学等において青少年消費生活講座を実施します。 ○ラジオ番組を活用した若年者向けの啓発活動を行います。 ○SNSを用いた広告啓発やTV・映画等の媒体による啓発を行い、成年年齢引き下げやそれに伴う消費者トラブル等について情報提供します。</p>	<p>○高校生や大学生等を対象に消費者トラブル事例の紹介やその対処法、成年年齢引き下げ等について青少年消費生活講座を実施しました。前年度より実施回数、参加人数は増加し、若年者層における消費者被害の未然防止・拡大防止につなげることができました。(計46回実施、4,058人参加) ○ラジオ番組に出演し、成年年齢引き下げやそれに伴う消費者トラブルについて大学生とトークセッションを行いました。(2回) ○若年者の関心が高いSNSを用いた広告啓発やTV・映画等の媒体による啓発を行い、成年年齢引き下げに関して情報提供を行いました。</p>	<p>○若年者層における消費者被害の未然防止・拡大防止に向け、大学等において青少年消費生活講座を実施します。 ○ラジオ番組を活用した若年者向けの啓発活動を行います。 ○SNSを用いた広告啓発やTV等の媒体による啓発を行い、成年年齢引き下げやそれに伴う消費者トラブル等について情報提供します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
<p>②地域社会における消費者教育の推進</p>	<p>ア 高齢者や障がい者等に対する消費者教育の推進 人に会う機会や情報を得る機会が少ない高齢者や障がい者等の消費者被害を防止するため、各地域において消費生活に関する出前講座を実施します。 また、地域におけるきめ細かな啓発活動を実施するため、日常的に地域での啓発を担う「消費者啓発地域リーダー」の養成を行うとともに、市町における「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を促進し、地域における見守り力の向上を図ります。</p>	<p>○地域の自治会や老人会、公民館などで出前講座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みます。 ○特別支援学校高等部や障害者就労施設などでの出前講座等を通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者トラブルの防止に取り組みます。 ○消費者啓発地域リーダー養成講座を地域リーダーの少ない地域を中心に開催し、地域リーダーの新規養成に努めます。 ○市町を訪問し、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけます。また、県内事例、全国における先進的な取組事例などについて、市町に情報提供を行います。</p>	<p>○地域の自治会や公民館などで出前講座を通じて、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みました。 消費生活出前講座:8回(203人) 出前トーク:3回(56人) ○消費者啓発地域リーダー養成講座を伊勢、桑名の2会場で開催しました。 参加者計19名 新規リーダー登録人数14名 ○市町担当課会議等を通じて見守りネットワーク等についての情報提供に努めました。</p>	<p>○地域の自治会や老人会、公民館などで出前講座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みます。 ○特別支援学校高等部や障害者就労施設などでの出前講座を通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者トラブル防止に取り組みます。 ○市町を訪問し消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけます。また、県内事例、全国における先進的な取組事例などについて、市町に情報提供を行います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
	<p>イ 外国人に対する消費者教育の推進 外国人住民は、自国との商習慣の違いや、日本語の理解が必ずしも十分ではなく情報の入手が限定的であることなどから、契約トラブルや消費者被害に遭うケースがみられます。 外国人住民が、日々の暮らしの中での消費行動や契約にかかる注意点を理解できるように、多言語に対応した消費者被害防止のための研修会等を実施します。</p>	<p>○外国人住民の消費者被害防止の啓発については、多言語行政情報HP(MieInfo)を活用し、適宜情報発信します。</p>	<p>○外国人住民の消費者被害の防止に向けて、多言語行政情報HP(MieInfo)を活用し、適宜情報発信しました。</p>	<p>○外国人住民の消費者被害の防止に向けて、多言語行政情報HP(MieInfo)を活用し、適宜情報発信します。</p>	<p>環境生活部 (ダイバーシティ社会推進課)</p>

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
③家庭における消費者教育の推進	<p>家庭においては、保護者が、子どもがその成長段階に応じて適切な規範やルールを身に付け、他者との関わりを持ちながら社会性を身に付けていけるよう、教えていくことが大切です。特に、消費行動は、子どもの生活の中で社会と直に接する部分であり、金銭や物を大切にするという意識を子どもに身に付けさせることが大切です。また、インターネット等を通じたトラブルが低年齢でも発生していることから、保護者が、子どもに対して、スマートフォンやインターネットの使い方や危険性について積極的に教育を行っていくことが望まれるとともに、保護者自身がインターネット等に関する知識を持つことも大切です。</p> <p>三重県では、家庭の中で消費者教育を実践する重要性から、市町等関係機関と連携した取組を行うとともに、社会教育施設の活用や学校における保護者会・PTA等への啓発、情報提供等を通じた取組を行います。</p>	<p>○インターネット等を通じた消費者トラブルの未然防止に向け、小中学校を対象に新たに制作する動画による啓発を実施します。また、実施校を通じて保護者に対しても動画の視聴を呼びかけます。</p> <p>○学校と連携し、保護者会・PTA等の場での消費生活出前講座を実施します。</p> <p>○インターネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用します。</p> <p>○いじめや人権侵害から児童生徒を守るため、インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年3回(平日15日間を3回)実施します。なお、令和2年度から令和4年度まで平日毎日実施していた新型コロナに係る不適切な書き込み等のネットパトロールは、令和5年度は年3回のネットパトロールの中で実施します。</p> <p>○児童生徒がインターネット上のいじめや誹謗中傷について考え、学ぶことができる教材「ネットモラルトレーニング」を、引き続き「STOP!いじめポータルサイト」に掲載し、活用するよう周知していきます。</p>	<p>○インターネットに関する消費者トラブルの未然防止に向け、小中学校を対象とした消費者啓発動画を作成しました。</p> <p>○インターネット上の不適切な書き込み、SNS等でのいじめやトラブルにつながる投稿を発見した児童生徒・保護者・県民が、その内容をスクリーンショット等で画像を撮影し、県教育委員会に通報するアプリ「ネットみえ〜る」を運用しました。投稿数は66件(うち子どもに関わる投稿10件)あり、学校や市町等教育委員会と連携して対応しました。</p> <p>○児童生徒に関わる誹謗中傷・人権侵害・個人情報情報の流布など、インターネット上の問題ある書き込み等を早期に発見し、早期対応・解決につなげていくため、専門業者によるネットパトロールを年3回(各1ヶ月程度)実施しました。また、不適切な投稿が発見された場合は、被害が拡大しないよう、ネットパトロールを継続するとともに、学校や市町等教育委員会と連携して対応しました。</p> <p>○子どもたちがインターネット上のいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、学校や家庭での学習に活用できる「ネットモラルトレーニング」等の教材を「STOP!いじめポータルサイト」に掲載するとともに、弁護士によるいじめ予防授業を小学校96校で実施しました。</p>	<p>○小中学生を対象とした啓発動画の積極的な活用と出前講座申込を促す周知を行います。</p> <p>○学校と連携し、保護者会・PTA等の場での消費生活出前講座を実施します。</p> <p>○小学校高学年の児童が社会性や規範性を高め、インターネット上のいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士による予防授業を実施します。また、全ての公立小学校でいじめ予防授業を実施できるよう、弁護士による動画教材を作成し、公立小学校に配付するとともに、その教材を教職員が活用して授業を行うための研修を実施します。</p> <p>○児童生徒がインターネット上のいじめやトラブルを自分事として捉え、被害者にも加害者にもならないための行動ができるよう、いじめ防止をテーマとした動画コンテストを実施するとともに、情報モラル教育を推進します。</p> <p>○インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p> <p>教育委員会事務局 (生徒指導課)</p>
④事業者における消費者教育の推進	<p>事業者においては、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を持った経営が求められます。また、消費者の意見をいかした商品・サービスを提供するなど、消費者を重視した事業活動「消費者志向経営」を行うことが、消費者と事業者による健全な市場の実現のため期待されています。</p> <p>さらに、消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業員に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされています。そこで、事業者は従業員に対し、若年層については契約に関するルールや、生活設計管理など社会人としての基礎知識を身につけさせ、中高年層に対しては、高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルや退職後の生活設計情報などの従業員教育を実施することが必要です。</p> <p>このように、企業において消費者教育に取り組むことは、企業の社会的責任(CSR)の観点からも有意義であり、三重県では、「消費者志向経営」についての情報提供を行うとともに、各企業のお客様サービス窓口担当者等との情報交換を積極的に行うなど、企業における消費者教育を支援していきます。</p>	<p>○オンラインによる「みえ・くらしのネットワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従業員への消費者教育について、情報提供や意見交換を実施します。</p>	<p>○オンラインによる「みえ・くらしのネットワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従業員への消費者教育について、情報提供や意見交換を実施します。</p>	<p>○「みえ・くらしのネットワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従業員への消費者教育について、情報提供や意見交換を実施します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①消費者教育の担い手の育成	<p>ア「消費者教育コーディネーター」の配置 成年年齢の引下げに伴い若年者への消費者被害の拡大や、消費生活相談に占める高齢者の割合の増加など、今後、若年者や高齢者の被害拡大防止に向けた取組を一層進める必要があります。 三重県では、「消費者教育コーディネーター」を配置し、消費者教育を全般的に企画・調整するとともに、特に学校現場との連携強化を図ることで、消費者教育を効果的に進めます。</p>	<p>○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、タイムリーな情報の提供に努めます。 ○青少年消費生活講座について、庁内担当課及び関係機関と連携して、学校における活用促進に努めます。</p>	<p>○チラシ、ラジオ、テレビ、SNSなどの媒体を通してあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、情報提供に努めました。 ○青少年消費生活講座について、庁内担当課及び関係機関と連携して、学校における活用促進に努めました。 青少年消費生活講座 33校・46回実施</p>	<p>○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、タイムリーな情報の提供に努めます。 ○青少年消費生活講座について、庁内担当課及び関係機関と連携して、学校における活用促進に努めます。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
	<p>イ 教職員の指導力向上 学校現場において、消費者教育を推進するためには、教職員の指導力向上が必要です。このため、消費者教育に関する研修講座を実施するとともに、インターネットを活用した研修(ネットDE研修)を配信し、研修講座と組み合わせ視聴の推奨を行うなど、教職員の指導力向上に努めます。</p>	<p>○自立した消費者を育成するため、教職員の指導力向上を図る研修を、5講座(集合研修1講座、遠隔研修3講座、集合・遠隔(ハイブリッド型)研修1講座)実施します。 ○キャッシュレス化やインターネット上での売買など消費生活が多様化するなか、児童生徒が消費者トラブルにあわないよう、教職員の知識技能および授業力の向上が不可欠です。また、令和4年に施行された成年年齢引き下げを踏まえ、自立した消費者を育成するための主体的な学びにつながる研修を、人権教育研修や特別支援教育研修、外国人児童生徒の教育研修、生徒指導研修の他、情報教育研修において実施します。このほか、オンデマンド型研修「ネットDE研修」で消費者教育に係る教材を配信し、教職員の指導力向上に努めます。</p>	<p>○消費者教育に関して、教職員の指導力向上を図る研修を5講座(集合研修1講座、遠隔研修3講座、集合・遠隔(ハイブリッド型)研修1講座)実施しました。 ①社会的マイノリティの人々の消費者としての権利保障の視点から人権尊重と多様性について学ぶ研修 ②特別な支援を必要とする児童生徒がインターネットにつながる機器を使用するにあたり、ワンクリック詐欺等にあわないための消費者教育の指導法を学ぶ研修 ③外国にルーツのある児童生徒が、契約等消費者トラブルにあわないよう、日本語の力をつけるための授業方法を学ぶ研修 ④怒りなどの感情が不適切な消費行動とならないよう、感情のコントロール法を学ぶ研修 ⑤インターネット上で発生する消費者トラブル等の未然防止にむけた情報モラル教育を学ぶ研修 ○オンデマンド型研修「ネットDE研修」では、消費者教育に係る教材を配信しました。</p>	<p>○自立した消費者を育成するため、教職員の指導力向上を図る研修を、5講座(集合研修1講座、遠隔研修3講座、集合・遠隔(ハイブリッド型)研修1講座)実施します。 ○キャッシュレス化やインターネット上での売買など消費生活が多様化するなか、児童生徒が消費者トラブルにあわないよう、教職員の知識技能および授業力の向上が不可欠です。また、令和4年に施行された成年年齢引き下げを踏まえ、自立した消費者を育成するための主体的な学びにつながる研修を、人権教育研修や特別支援教育研修、外国人児童生徒の教育研修、生徒指導研修の他、情報教育研修において実施します。このほか、オンデマンド型研修「ネットDE研修」で消費者教育に係る教材を配信し、教職員の指導力向上に努めます。</p>	<p>教育委員会事務局 (研修推進課)</p>
②多様な主体との連携による消費者教育の推進	<p>三重県では、消費者が主役となる消費者市民社会の実現のため、市町や県民、消費者団体、事業者団体、NPO、学校等の教育関係者、福祉関係者など、さまざまな主体と連携、協働することにより、効果的に消費者教育を推進します。また、県内全域における消費者教育の水準を向上させるため、市町の取組を支援します。 さらに、事業者等への指導・啓発活動を通じて、適正な経済活動につなげるとともに、事業者のお客さま相談窓口等と情報交換を図るなど、事業者と消費者がより近い関係を構築できる取組を検討することで、消費者市民社会の推進を図ります。</p>	<p>○オンライン形式により「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。 ○引き続き、事業者の主体的な取組として事業者訪問を受け、特定商取引法に基づく指導等を行う他、景品表示法に関する事前相談や事業者向けの研修会等の機会を活用して啓発を実施します。</p>	<p>○オンラインで「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県消費生活センターが行う消費者啓発活動について情報提供を行いました。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図りました。</p>	<p>○「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。 ○引き続き、事業者の主体的な取組として事業者訪問を受け、特定商取引法に基づく指導等を行う他、景品表示法に関する事前相談や事業者向けの研修会等の機会を活用して啓発を実施します。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

3 消費生活に関する情報提供と啓発

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①情報提供や学習の場の提供により消費者が合理的な選択ができる環境の整備	三重県消費生活センターでは、消費者が商品やサービスの内容を十分理解したうえで商品選択を行えるように、消費者庁と連携し、商品やサービスに関する安全情報の提供を充実します。また、ホームページでの情報提供や出前講座・青少年講座など、消費者が利用しやすい手段や方法で情報提供するとともに、消費者からの相談等にも迅速に対応します。	○消費者一人ひとりが消費者市民社会の一員として行動できるような取組(講演会・セミナー等)を実施します。 ○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、Webサイトを中心に、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 ○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した取組を行います。	○消費者月間における講演会を「デジタル社会と消費者の暮らし」をテーマに、会場参加とオンライン参加のハイブリット形式で開催しました。 ○チラシ、ラジオ、テレビ、SNSなどの媒体を通してあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、情報提供に努めました。 ○県内大型ショッピングセンターや各種団体が行うイベント等に出展し、啓発を行いました。 ・イオン4店舗にて啓発を実施 ・各種団体が行うイベント等に4回出展し、啓発を実施	○消費者一人ひとりが消費者市民社会の一員として行動できるような取組(講演会・セミナー等)を実施します。 ○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、Webサイトを中心に、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 ○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した取組を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②効果的な啓発活動の推進と若年者の知識と意識の向上	ア 効果的な啓発活動の推進 消費者が自主的判断に基づいた消費生活を営むことができるように、各種情報媒体やホームページ、出前講座、講演会などを通じて消費者トラブルの事例、対応策を迅速に情報提供し、消費者に注意喚起を行うとともに、消費者ホットライン(188)等の周知を図ります。また、消費者団体、事業者団体、行政等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」における連携を強化し、各団体間の情報共有や各地域で開催されるイベントへの出展など、消費者トラブル防止に向けた啓発活動を推進します。 さらに、三重県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実させ、消費者が啓発活動を行う際に活用できるようにします。	○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、県消費生活センターホームページ内の消費者啓発専用Webサイトにおいて、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 ○「みえ・くらしのネットワーク」の会員との連携による消費者啓発を実施します。 ○消費者が啓発活動を行う際に活用できるように、県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実します。	○チラシ、ラジオ、テレビ、SNSなどの媒体を通してあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、県消費生活センターホームページ内の消費者啓発専用Webサイトにおいて、情報提供に努めました。 ○オンラインによる「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県の取組について情報提供するとともに、チラシの作成など会員と共同で啓発事業に取り組みました。 ○消費者が各種パンフレットを閲覧できるよう、消費生活センターの展示室を整備し、必要に応じて資料提供やDVD等の貸し出しを行いました。	○若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、県消費生活センターホームページ内の消費者啓発専用Webサイトにおいて、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 ○「みえ・くらしのネットワーク」の会員との連携による消費者啓発を実施します。 ○消費者が啓発活動を行う際に活用できるように、県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
イ 若年者の知識と意識の向上	民法の成年年齢引下げを見据え、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識の向上を図るため、講座やイベント、冊子、各種メディア等の多様な手法・情報媒体を活用した取組を行います。また、取組の実施にあたっては、若年者が主体的に参画できるよう工夫するとともに、市町や学校等と連携し、効果的な実施に努めます。	○高校生や大学生等には、自主的に判断し消費行動が行えるよう青少年消費生活講座を通じて啓発を行います。 ○小学生や中学生には、消費者トラブル事例やその対処法等が学べる動画を制作することで、興味をもって消費者としての知識が得られる事業を実施します。 ○令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことから、高校生や大学生等の若年者を対象として、同年代の若者がピアサポーターとして参画し啓発を担うなど、若年者の消費生活に関する知識と意識の向上に向けた取組を実施します。	○高校生や大学生等を対象に、青少年消費生活講座を実施し、自主的な判断のもと消費行動が行えるような啓発を行いました。 青少年消費生活講座 33校・46回実施 ○インターネットに関する消費者トラブルの未然防止に向け、小中学校を対象とした消費者啓発動画を作成しました。 ○ラジオ番組に出演し、成年年齢引き下げやそれに伴う消費者トラブルについて大学生とトークセッションを行いました。(2回)	○高校生や大学生等には、自主的に判断し消費活動が行えるよう青少年消費生活講座を通じて啓発を行います。 ○小学生や中学生には、消費者トラブル事例やその対処法等が学べる啓発動画によって、消費者としての知識が得られる事業を実施します。 ○令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことから、高校生や大学生等の若年者を対象として、同世代の若者がピアサポーターとして参画し啓発を担うなど、若年者の消費生活に関する知識と意識の向上に向けた取組を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①環境に配慮した消費活動の促進	ア 環境に配慮した消費活動への取組 グリーン購入の取組や、企業・学校・行政の連携による、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムの実施、脱炭素社会の実現・気候変動・プラスチックごみ問題・食品ロスなど環境的課題をテーマに取り入れた県民向け環境講座等を通じて、倫理的消費(エシカル消費)の啓発を行います。 また、自動車やバイクによる通勤から、公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組や、毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めるとともに、マイバッグ・マイボトル運動の実施など、ワンウェイプラスチックをできる限り利用しないよう啓発を行います。	<p>○東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンにより、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を啓発していきます。</p> <p>○企業、学校、行政の連携により、子どもたちが家庭内において取り組む「みえこどもエコ活動」を実施していきます。</p> <p>○県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素社会の実現や気候変動、食品ロスなどのテーマを取り入れた県民向け環境講座等の開催に加え、省エネ家電への買い替えや、再配達削減のための取組の普及啓発を実施していきます。</p> <p>○自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を進めます。</p> <p>○毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めます。</p>	<p>○グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを実施しました。</p> <p>○環境教育の実践活動として、子どもたちが家庭内において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「みえこどもエコ活動」に企業、学校、行政が連携して、取り組みました。</p> <p>○県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素社会の実現や気候変動に関する県民向けの情報誌を作成・配布することに加え、省エネ家電への買い替えや、再配達削減のため荷物ができるだけ1回で受け取る等の取組の普及啓発を実施しました。</p> <p>○自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を実施しました。</p> <p>○県内路線バス事業者の協力のもと、公益社団法人三重県バス協会と連携して、毎週水曜日に「みえエコ通勤デー」の取組を実施しました。</p>	<p>○東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンにより、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を啓発していきます。</p> <p>○企業、学校、行政の連携により、子どもたちが家庭内において取り組む「みえこどもエコ活動」を実施していきます。</p> <p>○県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素社会の実現や気候変動、食品ロスなどのテーマを取り入れた県民向け環境講座等の開催に加え、省エネ家電への買い替えや、再配達削減のための取組の普及啓発を実施していきます。</p> <p>○自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を進めます。</p> <p>○毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めます。</p>	環境生活部 (地球温暖化対策課)
		<p>○マイバッグ・マイボトルの利用促進等のワンウェイプラスチックの使用削減の取組など「資源のスマートな利用」を促進します。</p>	<p>○三重県庁プラスチックスマートアクションとして、マイバッグ・マイボトル運動及びプラスチック使用製品(事務用品、啓発物品)の環境物品等の調達方針に基づく調達の推進について、周知しました。</p> <p>○「みえスマートアクション宣言事業所登録制度を開始し、県内事業所の資源のスマートな利用を促進しました。(令和5年度未登録数 1,296事業所)</p>	<p>○マイバッグ・マイボトルの利用促進等のワンウェイプラスチックの使用削減の取組など「資源のスマートな利用」を促進します。</p>	環境生活部 (資源循環推進課)
		<p>○庁内関係課と連携し、環境フェア等の機会も活用して環境に配慮した消費活動の啓発に取り組めます。</p> <p>また、未就学の幼児や低学年の小学生向けに環境に配慮した消費活動の重要性が体験できる啓発を行います。</p>	<p>○環境フェアに出展し、パネル展示や啓発物品の配布を行うことで、環境に配慮した消費活動の啓発を実施しました。また、エシカル消費に係る県民参加型啓発CMをSNSで配信しました。</p> <p>○県で作成したエシカル消費に関する啓発チラシ等を、県内の大型ショッピングモールでの街頭啓発の際に配布しました。</p> <p>○県立大型児童館「みえこどもの城」において、「かえっこキッズタウン～お金のやくわりをまなぼう!～」を実施し、エシカル消費に関するパンフレットなどの資料提供コーナーを設置しました。</p>	<p>○庁内関係課と連携し、環境フェア等の機会も活用して環境に配慮した消費活動の啓発に取り組めます。また、未就学の幼児や低学年の小学生向けに環境に配慮した消費活動の重要性が体験できる啓発を行います。</p>	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
	<p>イ 環境教育との連携</p> <p>三重県では、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で、特に「学校環境デー(6月5日)」を中心として、地域の実情に応じた、工夫した取組を行います。また、「ESD(持続可能な開発のための教育)推進の手引き」(改訂版)や、新学習指導要領においても触れられている「持続可能な社会の創り手」の育成について、周知に取り組めます。</p> <p>小中学校では異学年や幼稚園・小中学校等の間の連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことをとおして、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。</p> <p>県立高等学校では、「県立学校環境マネジメント」に基づき環境教育・環境保全活動に取り組めます。また、子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で探究的な環境学習を推進します。</p> <p>特別支援学校では、具体的な活動をとって学習することが効果的なことから、体験活動などさまざまな学習場面において環境教育を推進します。</p>	<p>○小中学校では、異学年や幼稚園・小中学校等との連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことを通して、環境教育に関する学習に子どもたちが主体的に取り組み、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。</p> <p>○「学校環境デー」の取組 県立学校で、環境教育に関する全体計画を作成し、「学校環境デー」を中心とした時期に、生徒が環境保全への意識を高め、家庭・地域・企業等と連携しながら、創意工夫ある活動を行い環境学習に取り組む意欲を一層高めることをとおして、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。</p> <p>○県立学校における環境マネジメントの取組 すべての県立学校で独自の「県立学校環境マネジメント」を作成し、平成17(2005)年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図っており、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>○県立特別支援学校では、「学校環境デー(6月5日)」をはじめ、学校生活の様々な場面で具体的な体験を通して環境問題や環境の保全について学習します。特に児童生徒の身近な課題として環境に配慮した暮らしについて、節水・節電、ゴミの分別、学校内外での清掃活動、空き缶や牛乳パックのリサイクル活動など学習に引き続き取り組めます。</p>	<p>○小中学校では、6月5日の学校環境デーの取組を中心として、異学年、小中学校間、保護者、地域社会等と連携して、地域の田んぼで米作り、給食のごみについての学習、無人島での体験学習・清掃活動、農園活動体験等の創意工夫ある活動が行われました。</p> <p>このような活動を通して環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図りました。</p> <p>○「学校環境デー」の取組 県立学校で、生徒の環境保全への意識を高める活動に取り組めました。例えば、県立松阪高等学校では、学校図書館に環境問題に関する本のコーナーを設置し、「気候変動」や「クリーンエネルギー」、「脱炭素社会」を取り上げて資料を展示し、生徒の意識啓発に努めました。また、県立亀山高等学校では、通学路清掃、市内複数箇所への花苗のプランターを配達等、地域への環境美化やまちづくりへの意欲を高める取組を行いました。</p> <p>○県立学校における環境マネジメントの取組 すべての県立学校では独自の「県立学校環境マネジメント」を作成し、環境教育および環境保全活動を実施しています。</p> <p>○県立特別支援学校では年間を通じて、アルミ缶や牛乳パックのリサイクル、校内外の清掃活動、節水、節電、グリーンカーテンなど、環境教育に取り組めました。また、落ち葉等を使用してたい肥作り、野菜作りに取り組めました。</p>	<p>○小中学校では、異学年や幼稚園・小中学校等との連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことを通して、環境教育に関する学習に子どもたちが主体的に取り組み、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。</p> <p>○「学校環境デー」の取組 県立学校で、環境教育に関する全体計画を作成し、「学校環境デー」を中心とした時期に、生徒が環境保全への意識を高め、家庭・地域・企業等と連携しながら、創意工夫ある活動を行い環境学習に取り組む意欲を一層高めることをとおして、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。</p> <p>○県立学校における環境マネジメントの取組 すべての県立学校で独自の「県立学校環境マネジメント」を作成し、平成17(2005)年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図っており、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>○県立特別支援学校では、「学校環境デー(6月5日)」をはじめ、学校生活の様々な場面で具体的な体験を通して環境の保全や課題について学習します。特に児童生徒の身近な課題として、節水・節電、ゴミの分別、学校内外での清掃活動、空き缶や牛乳パックのリサイクル活動など環境に配慮した暮らしについての学習に引き続き取り組めます。</p>	<p>教育委員会事務局 (小中学校教育課)</p> <p>教育委員会事務局 (高校教育課)</p> <p>教育委員会事務局 (特別支援教育課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
<p>②食育と食品ロス削減に向けた取組</p>	<p>ア 食育との連携 食育は、「食育基本法」に基づいて推進されていますが、食育の取組の中で、食への感謝の念や地産地消の推進、食品廃棄・ロスの削減といった取組は、持続可能な社会の形成をめざす消費者教育の課題でもありません。 三重県では、関係機関が連携し、食育と消費者教育との連携に努めます。 地産地消については、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することで、自らの生活や地域のあり方を消費者に見つめ直してもらうことが重要です。そのために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンにより、県産農林水産物の取扱を定期的にクローズアップし、食材の魅力を伝え、日常の食生活等における活用を推進するとともに、農林漁業体験活動等により、食への理解と感謝の念を醸成することで、食品廃棄・ロス削減につなげていきます。 さらに、学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産業に対する理解を深めるとともに、学校給食に活用しやすい地場産物を使用した商品開発を実施していきます。 また、学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、引き続き、各学校における食育推進組織の設置・充実を働きかけます。</p>	<p>○第4次三重県食育推進計画に基づき、「三重県地域食育推進連絡会議」や「三重県食育推進連絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進方法の検討を行います。 ○県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物を自ら選択するための知識を得てもらうために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンを継続的に実施するとともに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の周知を行います。 また、県産農林水産物の認知度の向上や家庭での利用の促進に向け、県内のホテル・レストランにおける「みえの食」フェアや、料理のレシピコンテストを開催します。 ○企業との連携を強化し、従業員等の健康に配慮した食育の推進を図る企業の取組を支援するため、昨年度モデル的に実施した企業との取組を、他企業へ共有し、食育や地産地消の更なる推進を図ります。 ○学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するため、地域食材を利用した給食用加工品の検討・開発や栄養教諭が利用できる普及啓発資料、県産農林水産物を使用したレシピ集の作成に取り組めます。</p>	<p>○第4次三重県食育推進計画に基づき、「三重県地域食育推進連絡会議」や「三重県食育推進連絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進方法の検討を行いました。 ○県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物を自ら選択するための知識を得てもらうために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンを実施しました。また「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の周知をウェブサイトやイベント、SNSを通じて行いました。さらに、県産農林水産物の認知度の向上や家庭での利用の促進に向け、県内のホテル・レストランにおいて「みえの食」フェアや、料理のレシピコンテストを開催しました。 ○従業員等の健康に配慮した食育の推進を図る企業の取組を支援し、食育や地産地消の更なる推進を図りました。(1事業者) ○学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するため、みえの食材ノート10品目(卵、鶏肉、豚肉、さわか、お米、もやし、青ネギ、アスパラガス、しいたけ、柿)を含む、全31品目を掲載したみえの食材レシピ集を作成しました。 ○学校給食への地場産物の活用割合をあげ、児童・生徒に興味・関心をもたせるため、「みえ地物一番給食の日」を実施しました。地場産物をテーマにした授業等の取組により、食に関する指導の充実にもつながりました。実施した献立や取組についてはホームページに掲載し紹介しました。また、地場産品導入促進検討会において、学校給食に活用しやすい地場産物使用の商品の検討を行いました。 ○学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、市町等教育委員会担当者会で各学校における食育推進組織の重要性について説明しました。 ○令和5年度の県内学校における食品ロス削減を含めた食育の取組の好事例を三重県ホームページに掲載し、市町等教育委員会担当者会において紹介しました。</p>	<p>○第4次三重県食育推進計画に基づき、「三重県地域食育推進連絡会議」や「三重県食育推進連絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進方法の検討を行います。 ○県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物を自ら選択するための知識を得てもらうために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンを継続的に実施するとともに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の周知を行います。 ○企業との連携を強化し、従業員等の健康に配慮した食育の推進を図る企業の取組を支援するため、連携企業を1社以上確保し、食育や地産地消の更なる推進を図ります。 ○学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するため、地域食材を利用した給食用加工品の検討・開発や栄養教諭が利用できる普及啓発資料の作成に取り組めます。 ○「みえ地物一番給食の日」の取組を継続するとともに、地場産物を活用した商品開発を行い、食に関する指導の充実を図ります。 ○関係課と連携しながら、各地域での地場産物活用における課題について、生産者団体等に対して、学校給食で使用する食材に求められることを伝えます。また、未利用食材を活用する事業について市町等教育委員会に紹介するとともに、学校給食での活用や食を通じた地域の理解が進むよう、食育の一層の推進を図ります。 ○学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、市町等教育委員会担当者会で各学校における食育推進組織の重要性について説明します。 ○県内学校における食品ロス削減を含めた食育の取組の好事例を三重県ホームページに掲載し、市町等教育委員会担当者会において紹介します。 ○国の事業を活用するなどして、食品廃棄・食品ロス削減の広がりや充実につなげていきます。</p>	<p>農林水産部 (フードイノベーション課)</p> <p>教育委員会事務局 (保健体育課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
	イ 食品ロス削減に向けた取組 食品ロスを削減していくため、県、市町、事業者、消費者等の多様な主体がこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ります。このため、食品ロス削減月間などの全国的な取組をはじめ、さまざまな機会を捉え、効果的な啓発活動を実施します。 また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくため、食品提供企業とフードバンク団体等をつなぎ、ネットワーク化を促進する取組等を行います。	○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進等の普及啓発等について、新型コロナの状況をふまえながら市町や飲食店等と連携して取り組みます。 ○関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加団体を順次拡大させます。 ○消費者への食品ロス削減の意識向上に向け、小売店に対するレールポップやポスター、外食産業に対する箸袋を作成し、啓発を行います。 ○実態調査により県内の家庭系及び事業系の食品ロス量の推計を行い、排出実態の把握を行います。	○三重県庁プラスチックスマートアクションとして、マイバッグ・マイボトル運動及びプラスチック使用製品(事務用品、啓発物品)の環境物品等の調達方針に基づく調達の推進について、周知しました。 ○「みえスマートアクション宣言事業所登録制度を開始し、県内事業所の資源のスマートな利用を促進しました。(令和5年度末登録数 1,296事業所)	○マイバッグ・マイボトルの利用促進等のワンウェイプラスチックの使用削減の取組など「資源のスマートな利用」を促進します。	環境生活部 (資源循環推進課)
		○環境フェアに出展し、人や社会、地域、環境に配慮した倫理的消費(エシカル消費)について啓発するほか、消費生活出前講座やさまざまなイベント等の実施の際に、食品ロス削減の取組についても情報提供を行います。	○環境フェアに出展し、パネル展示や啓発物品の配布を行い、食品ロスの削減の取組等について紹介しました。 ○県内大型ショッピング施設での啓発の際に、エシカル消費に関するチラシ等を配布しました。	○環境フェアに出展し、人や社会、地域、環境に配慮した倫理的消費(エシカル消費)について啓発するほか、消費生活出前講座やさまざまなイベント等の実施の際に、食品ロス削減の取組についても情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○「食育ノート」を活用した普及啓発や食育に関するイベントでのパネル展示、新聞等の広告枠での記事掲載など、様々な機会を捉えて食品ロス削減を啓発します。	○食育全国大会にて三重県としてパネル・ポスター展示を行いました。 また新聞等の広告枠で記事を掲載しました。	○「食育ノート」を活用した普及啓発や食育に関するイベントでのパネル展示、新聞等の広告枠での記事掲載など、様々な機会を捉えて食品ロス削減を啓発します。	農林水産部 (フードイノベーション課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
③人や社会に配慮した消費活動の促進	<p>ア 人や社会に配慮した消費活動の普及啓発 フェアトレード製品や福祉作業所などの製品などを選ぶことは、開発途上国の生産者や労働者、障がいのある人の支援と自立への後押しにつながります。 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことは、消費者市民社会の形成にとって重要であり、三重県においても関係機関・団体と連携し人や社会に配慮した消費活動の普及啓発を推進します。 また、学校教育においては、消費者市民社会を実現し、持続可能な社会を構築できるよう、環境教育等と関連付けたSDGsの観点重視した学習や、フェアトレードの取組等から公平・公正を考える学習等をとおして、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる態度を育成していきます。</p>	<p>○倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発について、高校等における取組の促進や環境フェア等への出展により取り組みます。</p>	<p>○県内の県立学校に、フェアトレード認証を受けたボールの配布を行い、授業等での活用を呼び掛けることで、学校でエシカル消費について学習する機会を提供しました。 ○環境フェアに出展し、パネル展示や啓発物品の配布を行うことで、エシカル消費の普及啓発を図りました。またエシカル消費に係る県民参加型啓発CMをSNSで配信しました。</p>	<p>○倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発について、高校等における取組の促進や環境フェア等への出展により取り組みます。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
		<p>○持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動の充実に努めます。 ○公民科や商業科等関係する教科と連携し、自立した消費者として、生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深められるような授業の充実に努めます。 また、消費者教育コーディネーター等も活用しながら、生徒が消費者の権利と責任を意識して行動し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を主体的に実践できる力を養います。</p>	<p>○持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動の充実に努めました。 ○公民科や商業科等関係する教科と連携し、自立した消費者として、身の回りの生活情報を有効に活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや、責任ある消費について主体的に考えを深める事ができるような授業の充実に努めました。 また、外部講師等も活用し、生徒が自分の生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について自覚を持つよう促し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を主体的に実践できる力を養いました。</p>	<p>○持続可能な社会を構築するために、引き続き実践的・体験的な学習活動の充実に努めます。 ○公民科等、関係する教科が連携し、自立した消費者として、生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深められるような授業の充実に努めます。 また、消費者教育コーディネーター等も活用しながら、生徒が消費者の権利と責任を意識して行動し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を主体的に実践できる力を養います。</p>	<p>教育委員会事務局 (高校教育課)</p>
		<p>イ 国際理解教育との連携 国際理解教育は、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、環境や資源など地球規模の社会問題を考えさせることをねらいとしており、国内外の社会情勢および地球環境に与える影響を自覚することは、消費者教育を行ううえで重要です。 三重県では、外国語指導助手(ALT)をはじめとした外国の人たちとのコミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。 また、ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。</p>	<p>○持続可能な社会の実現のために消費者のとるべき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を実践する消費者市民社会の構築に向けた取り組みを進める中で、SDGsの推進など国際的な取組への理解を促します。</p>	<p>○若年者向けの出前講座において、「消費者市民社会」の考え方についての情報提供を行い、理解の促進を図りました。 ○エシカル消費に係る県民参加型啓発CMを、SNSで配信するとともに、環境フェアに出展し、パネル展示や啓発物品の配布を行うことで、SDGsの推進など国際的な取組への理解を促しました。</p>	<p>○持続可能な社会の実現のために消費者のとるべき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を実践する消費者市民社会の構築に向けた取り組みを進める中で、SDGsの推進など国際的な取組への理解を促します。</p>
<p>○県内の小中学校においては、外国語指導助手(ALT)と連携した英語教育を行うとともに、英語の学習だけでなく、ALTの出身国の文化紹介など、国際理解教育も進めます。また、社会科や家庭科などの教科書のなかで消費者教育に関わる単元等の活用を推進します。 ○ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関の取組を紹介したり、連携を図ることで、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。</p>	<p>○県内の小中学校において、外国語指導助手(ALT)と連携して英語教育を行うとともに、ALTの出身国の文化紹介など、国際理解教育も進めました。また、小中学校の教科書で取り上げられている環境保全やエネルギー問題を扱う題材などを活用し、環境や資源に関する消費者教育を推進しました。 ○社会福祉法人三重県共同募金と連携し、三重の赤い羽根共同募金バッジデザイン募集について、市町等教育委員会を通じて小中学校等への周知を行いました。</p>	<p>○県内の小中学校においては、外国語指導助手(ALT)と連携した英語教育を行うとともに、英語の学習だけでなく、ALTの出身国の文化紹介など、国際理解教育も進めます。また、社会科や家庭科などの教科書のなかで消費者教育に関わる単元等の活用を推進します。 ○ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関の取組を紹介したり、連携を図ることで、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。</p>	<p>教育委員会事務局 (小中学校教育課)</p>		

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	現行指針(R2-R6)記載の取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導	ア「三重県食品監視指導計画」に基づく取組 食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 また、観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 さらに、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	○食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 ○観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 ○食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	○「食品衛生法」、「三重県食品監視指導計画」に基づき、監視指導を行いました。(重点的に監視する必要がある施設:1,075施設、その他の施設:9,762施設) ○発症すると重症化の可能性がある腸管出血性大腸菌や、近年、増加傾向にあるカンピロバクターによる食中毒の発生を防止するため、食肉等の取扱施設の重点的な監視指導を行いました。 ○ノロウイルスによる食中毒は冬期に発生が多いことから、年末一斉監視時等に、飲食店、集団給食施設および食品製造業等を重点的に監視指導し、ノロウイルスによる食中毒の発生防止対策の強化を図りました。 ○令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから、定期的な立入検査や営業許可更新等の機会に、一般的な衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理を適切に行っていることを確認しました。また、関係団体と連携し、食品衛生責任者再講習等の講習会(374回)や監視指導を通じて、制度の周知・導入支援や、適切な運用についての指導を実施しました。	○食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 ○観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 ○食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	医療保健部 (食品安全課)
イ 農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等の適正使用 農薬の販売業者や使用者、肥料の生産業者や販売業者に対して立入検査・指導を実施するとともに、適正使用のための情報提供や指導を行います。 また、安全・安心な畜水産物を消費者に提供するため、飼料及び飼料添加物並びに動物・水産用医薬品の販売業者に対しては、適正な流通について監視・指導を行うとともに、生産者に対しては、飼料等や動物・水産用医薬品の適正な使用及び管理について、監視・指導を行います。	○農薬や肥料の販売事業者等による農薬・肥料の適正な流通に向け、特に通報に基づく疑義案件に対する監視指導に注力して取り組みます。 ○生産資材の使用者に対して、適正利用の知識と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発を行います。	○農薬・肥料の適正な使用および流通を進めるため、農薬販売業者への立入検査を24件、肥料生産業者・販売業者への立入検査を25件実施しました。 ○農薬使用者や農産物直売所責任者等を対象に、農薬の適正使用に関する研修会を491回開催し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正な使用について指導を行いました。	○農薬・肥料の適正な使用および流通を進めるため、農薬販売業者への立入検査を24件、肥料生産業者・販売業者への立入検査を25件実施しました。 ○農薬使用者や農産物直売所責任者等を対象に、農薬の適正使用に関する研修会を491回開催し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正な使用について指導を行いました。	○農薬や肥料の販売事業者等による農薬・肥料の適正な流通に向け、特に通報に基づく疑義案件に対する監視指導に注力して取り組みます。 ○生産資材の使用者に対して、適正利用の知識と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発を行います。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
		○養殖業者に対して水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を行います。	○養殖業者に対して、医薬品使用状況調査、巡回、講習会などにより、水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を実施しました。	○養殖業者に対して水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を行います。	農林水産部 (水産振興課)
		○飼料・飼料添加物販売業者への立入検査や動物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 ○畜産農家への飼料や動物用医薬品使用に対する監視指導を実施します。	○動物(水産)用医薬品や飼料の適正な流通を確保するため、令和4年度から令和6年度の3年間で県内全ての動物(水産)用医薬品、飼料および飼料添加物販売業者の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査等を実施しました(動物(水産)用医薬品の販売業者54件、飼料及び飼料添加物の販売業者33件)。その結果、違反事例はありませんでした。 ○動物用医薬品や飼料等の適正使用により安全な畜産物が生産されることを目的に、令和3年度から令和6年度の4年間で県内全ての畜産農場の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査と指導を実施しました。その結果、令和5年度の違反事例はありませんでした。	○飼料・飼料添加物販売業者への立入検査や動物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 ○畜産農家への飼料や動物用医薬品使用に対する監視指導を実施します。	農林水産部 (家畜防疫対策課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	現行指針(R2-R6)記載の取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
	ウ 「米トレーサビリティ法」に基づく取組 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀事業者に対する立入調査を実施します。	○米穀の適正な流通を図るため、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者を中心に立入調査を実施します。	○米穀取扱事業者26件に対する調査を実施し、米穀が適正に流通していることを確認しました。	○米穀の適正な流通を図るため、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者を中心に立入調査を実施します。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
	エ コンプライアンス意識の向上の取組 事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図ります。	○食に関する不適正な事案の発生を抑制するため、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します(開催予定:10月頃)。	○食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を図るため、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品表示の産地偽装やステルスマーケティングに対する「景品表示法」の対応について研修会を開催しました(開催日:10月17日、WEB・対面併用、参加者数:47名)。	○食に関する不適正な事案の発生を抑制するため、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します(開催予定:10月頃)。	農林水産部 (農産物安全・流通課) 医療保健部 (食品安全課) 環境生活部 (くらし・交通安全課)
	オ 食の安全・安心の確保に関する知識の普及と理解の促進 消費者に対して、食の安全・安心についての正確な情報提供を行うとともに、食の安全・安心の確保に努力する事業者の情報を発信し、理解の促進を図ります。また、CSF等に起因した食に対する安全・安心に関する風評被害の防止に向けた取組を行います。 さらに、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育をととして学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。	○県民との意見交換等により、県民意識の把握を行うとともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」、出前トークやWEBの活用など多様な方法を活用して、県民の皆さんのニーズに応じた正確でわかりやすい情報の効率的・効果的な発信に取り組めます。	○e-モニターアンケートにより、県民の食の安全・安心に関する意識の把握に努めるとともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」やイベントへの出展、消費者団体と連携した研修会の開催(開催日:12月2日、WEB・対面併用、参加者数:81名)等により、県民の皆さんへ食の安全・安心に関する情報提供を行いました。	○県民との意見交換等により、県民意識の把握を行うとともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」、出前トークやWEBの活用など多様な方法を活用して、県民の皆さんのニーズに応じた正確でわかりやすい情報の効率的・効果的な発信に取り組めます。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
		○食の安全・安心について考える力や適切に選択する力を養うため、学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための情報提供や学習機会の提供に取り組めます。	県民や流通関係者に「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度※(以下「みえの安心食材表示制度」という。)」により認定された生産物(以下「みえの安心食材」という。)を広く知ってもらうため、ウェブサイトやイベント、SNSで情報提供しました。	○食の安全・安心について考える力や適切に選択する力を養うため、学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための情報提供や学習機会の提供に取り組めます。	農林水産部 (フードイノベーション課)
		○本年度も「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立の作成を通して、子どもたちが食の安全・安心について考える機会とします。	○本年度も「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立の作成を通して、子どもたちが食の安全・安心について考える機会となりました。	○「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立の作成を通して、子どもたちが食の安全・安心について考える機会とします。 ○個人応募に加えて、学年や学級単位の参加も促し、食に関する協働的な学びが充実されるような取組にします。 ○学校現場のICT環境の整備・活用の充実に伴い、タブレットを使用して写真を取り込み、データとして児童生徒が作成する応募方法に改訂します。	教育委員会 (保健体育課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	現行指針(R2-R6)記載の取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
	カ 生産、製造、流通各段階における監視・指導等 食品監視指導計画及び農畜水産物監視指導計画に基づき、食品および農畜水産物等の生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を実施するとともに、これらに関する情報の公開・提供を行い、消費者の意見を反映して内容の充実を図ります。	○「令和5年度食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視、指導、検査に取り組みます。また、調査結果等については、半期ごとに公表します。 ○安全安心な農畜産物の安定供給を図るため、「三重県食の安全・安心確保行動計画」に基づき、農畜水産物等の生産・製造や流通、販売段階における監視、指導に取り組みます。	○消費者に安全な食品を提供するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視指導(10,837件)や食品の収去検査(1,695検体)を実施しました。また、監視指導時に、「食品表示法」に基づき加工食品等における食品表示状況の確認(812施設)に取り組みました。これらの結果、食品の製造、加工もしくは輸入業者または販売業者における不適正表示に対して、改善指導を実施(146施設)しました。 ○農薬・肥料・動物(水産)用医薬品・飼料の適正な流通と使用を確保するため、販売事業者への立入検査(136件)を実施しました。その結果、違反事例はありませんでした。	○「令和6年度三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視、指導、検査に取り組みます。また、調査結果等については、半期ごとに公表します。 ○安全・安心な農畜水産物の安定供給を図るため、「三重県食の安全・安心確保行動計画」に基づき、農畜水産物等の生産・製造や流通、販売段階における監視、指導に取り組みます。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
	キ GAP手法の導入促進 農畜産物の安全確保、労働安全等のため、生産者に対してGAP手法の導入を促進します。	○GAPは食品安全や、労働安全、環境保全に活用できることから、県内多くの産地でGAPが実践されるように、引き続き指導・助言が行えるGAP推進指導員の育成に取り組み、地域GAP推進チームを核とした実践支援体制の強化を図ります。 ○GAPの普及・定着には、消費者や食品等事業者に対するGAPの理解促進が必要であることから、みえのGAP認証農場と農産物を掲載した「GAP認証農産物カタログ」の充実を図るとともに、商談会等の機会を通じて実需者への情報提供を行います。	○「地域GAP推進チーム」が中心となって、GAPを実践する農業経営体の拡大に取り組み、「三重国際水準GAP支援制度」を含めたGAPの認証取得・実践件数は76件となりました。(令和6年3月末現在、うちGAP認証件数56件) ○生産者に対して適切な指導ができるよう、普及指導員やJA営農指導員、地域のリーダーとなる生産者等を対象とした基礎研修や現地における指導実践研修等により、GAP推進指導員の育成に継続的に取り組みました。(令和6年3月末現在:218名) ○食品関連事業者のGAP認証農産物に対する理解の促進と、販売機会を創出するため、国際水準GAPの取組とGAP認証農産物の取引がSDGsの達成に寄与することに着目し、GAP認証取得生産者と食品関連事業者のマッチングを行いました(商談会1回)。	○GAPは食品安全や、労働安全、環境保全に活用できることから、県内多くの産地でGAPが実践されるように、引き続き指導・助言が行えるGAP推進指導員の育成に取り組み、地域GAP推進チームを核とした実践支援体制の強化を図ります。 ○GAPの普及・定着には、消費者や食品等事業者に対するGAPの理解促進が必要であることから、みえのGAP認証農場と農産物を掲載した「GAP認証農産物カタログ」の充実を図るとともに、商談会等の機会を通じて実需者への情報提供を行います。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
		○農場HACCP指導員の育成と指導力の向上を図るとともに、認証取得を目指す意欲的な生産者や、既に認証を取得している農場での認証継続に対する的確な支援を実施します。	○畜産においては、農場HACCPやJGAP家畜・畜産物の指導員を含む地域推進チームと関係団体が連携して、認証取得等を目指す生産者に対して生産衛生管理プログラムの策定、衛生検査、従業員教育等の支援を行いました。その結果、新たに1農場(養豚)が農場HACCP認証を取得しました。これにより、県内で農場HACCP認証を取得した生産者は24農場、国際水準GAPの認証を取得した生産者は14農場となり、着実に増加しています。	○農場HACCP指導員の育成と指導力の向上を図るとともに、認証取得を目指す意欲的な生産者や、既に認証を取得している農場での認証継続に対する的確な支援を実施します。	農林水産部 (家畜防疫対策課)
	ク トレーサビリティシステム導入等への支援 農産物の生産から流通・販売までの履歴情報を確認できるトレーサビリティシステムなどの導入に取り組む事業者を支援します。	○米穀取扱事業者に対する巡回指導において、米トレーサビリティ法等に対する周知を図ります。	○米穀取扱事業者が「米トレーサビリティ法」を理解し、順守できるよう巡回指導(26回)を実施するとともに研修会(3回、87名)を開催し、法令に関する情報を提供しました。	○米穀取扱事業者の法令に関する理解を深めるため、食品関連事業者団体と連携して「米トレーサビリティ法」の周知を図ります。	農林水産部 (農産物安全・流通課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

2 商品・サービスの安全の確保

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①家庭用品等の安全の確保	ア 家庭用品の安全の確保 「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。 また、家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、販売事業者等に対する監視・指導を行うとともに、家庭用品衛生監視員の資質向上に努め、監視体制の強化を図ります。	○引き続き「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。 ○家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施するとともに、家庭用品衛生監視員等の資質向上を目的とした研修会を実施します。	○県において「消費生活用製品安全法」9店舗、「家庭用品品質表示法」10店舗の立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行いました。	○引き続き「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 電気用品・ガス用品等の安全の確保 電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	○電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	○県民の家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を38検体実施し、すべて基準に適合していることを確認しました。 ○監視体制の強化と家庭用品衛生監視員の資質向上を目的とした研修会を2月にオンライン形式で実施しました。	○電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、各法令に基づき、販売事業者に対する立入検査を行いました。 (令和5年度立入検査結果) 電気用品:3事業者 ガス用品:14事業者	○家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施します。
②住宅等の安全性の確保	ア 建築物の耐震化の促進 住宅を含む建築物の地震による倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進します。	○引き続き、地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事等の実施を支援することにより耐震化を促進します。	○市町が実施した耐震診断及び耐震改修工事等補助事業への支援を行いました。 また、市町の担当職員や耐震診断・耐震改修設計を行っている建築士・工務店等に対し、耐震改修工事のコストダウンに係る耐震診断方法や安価な工法等についての施工演習を含む講習会を2回開催し、耐震改修工事費の負担軽減に取り組みました。	○引き続き、地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事等の実施を支援するとともに支援内容の見直しや拡充を行うことにより耐震化を促進します。	防災対策部 (消防・保安課)
	イ 適正な建築確認制度等の運用 防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、特定行政庁や各機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を進める必要があります。 また、木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるよう工事監理者への指導を行います。 県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査を実施します。	○引き続き、特定行政庁や指定確認検査機関とも情報共有を図り、連携して円滑かつ適正な建築確認制度の運用を推進します。 ○木造の一戸建て住宅等においては、適正な工事監理が行われるよう、令和3年7月より導入した中間検査制度を通じ、工事監理者等への指導を引き続き行います。 ○建築確認の厳格かつ円滑な審査と検査が今後も行われるために、県内で業務を行う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入調査を引き続き実施します。	○引き続き、特定行政庁及び指定確認検査機関と情報共有を図るなどして、適正な建築確認制度の運用に向け連携して取り組みました。 ○木造一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるよう、中間検査時の審査や検査において、工事監理者に周知・指導等を実施しました。 ○指定確認検査機関については、県指定の2機関2事務所、国指定で県内に事務所を置く3機関、県外に事務所を置く1機関に、指定構造計算適合性判定機関にあつては、国指定の1機関に対し立入調査を実施し、安全安心な建築物が確保されるよう指導・監督に取り組みました。	○引き続き、特定行政庁や指定確認検査機関とも情報共有を図り、連携して円滑かつ適正な建築確認制度の運用を推進します。 ○木造の一戸建て住宅等においては、適正な工事監理が行われるよう、令和3年7月より導入した中間検査制度を通じ、工事監理者等への指導を引き続き行います。 ○建築確認の厳格かつ円滑な審査と検査が今後も行われるために、県内で業務を行う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入調査を引き続き実施します。	県土整備部 (建築開発課)

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
	ウ 建設業者等への指導・監督 住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な指導・監督を行います。また、適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対する法定講習などを実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に指導・監督等を行います。 さらに、関係機関と連携した住宅相談窓口講習会の開催や情報提供等により、住宅相談窓口の充実や住宅性能表示制度等の普及・啓発に努めます。	○引き続き、住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、建設業法に基づき適切な指導・監督を行います。 ○法令順守の徹底に向けて、引き続き立入検査や講習会で周知する予定です。	○住宅等の工事に関する相談に、三重県建設工事紛争審査会として対応し、必要に応じて指導を行っています(紛争審査:仲裁1件、業者指導1件)。 ○建設業法令遵守や請負契約の適正化を図るため、建設業者を対象とした講習会を実施しました。(講習会3回)	○引き続き、住宅等の工事にに関して三重県建設工事紛争審査会として相談対応を行います。なお、不正行為等を行った建設業者に対して、建設業法に基づき適切な指導・監督を行います。 ○住宅瑕疵担保保険の加入状況が未届けの業者については、届出を行うよう指導します。 ○法令順守の徹底に向けて、引き続き立入検査や講習会で周知する予定です。	県土整備部 (建設業課)
		○引き続き、住宅相談窓口担当者等講習会を開催するなどリフォームに関する相談窓口担当者のさらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の充実を図ります。	○一般社団法人住宅リフォーム推進協議会等と連携して住宅相談窓口担当者等講習会を開催し、最近の住宅リフォーム関連施策や住宅リフォームの支援制度等について情報提供を行い、リフォームに関する相談窓口担当者のスキルアップを図ることができました。	県土整備部 (住宅政策課)	
		○適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、引き続き宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対する法定講習などを実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に指導・監督等を行います。	○適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向けた宅地建物取引業者に対する指導・監督として、立入検査や講習を実施しました。(初回更新立入検査40回、講習14回)	県土整備部 (建築開発課)	
③さまざまなサービス等の適正な運営の確保	ア 生活衛生関係営業の適正な運営の確保 生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。	○生活衛生営業施設等における健康被害の発生等を防止するため、「令和4年度三重県生活衛生監視指導等方針」に基づき、生活衛生営業施設に対して監視指導を行います。 ○生活衛生営業施設における自主的な衛生管理を推進するため、衛生管理に関する講習会等を行います。	○「令和5年度三重県生活衛生監視指導等方針」に基づき、監視指導を行いました。(興行場6件、旅館・届出住宅338件、公衆浴場71件、理容所67件、美容所168件、クリーニング所8件) ○生活衛生営業施設の従事者に対して衛生講習会を計52回(参加者879名)行いました。	○生活衛生営業施設等における健康被害の発生等を防止するため、「令和6年度三重県生活衛生監視指導等方針」に基づき、生活衛生営業施設に対して監視指導を行います。 ○生活衛生営業施設における自主的な衛生管理を維持するため、衛生管理に関する講習会等を行います。	医療保健部 (食品安全課)
	イ 福祉サービス業務の適正な運営の確保 介護保険サービス事業者等の高齢者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「介護保険法」等に基づく指導・監督を実施します。 また、障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導や立入検査を実施します。	○新たに指定を受けた介護保険サービス事業者に対して、指定基準の概要や各種届出の手續等に係る研修を実施する等、介護保険サービス事業者が適正に事業を運営できるよう指導を行います。 ○障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導等を実施します。	○新たに指定を受けた介護保険サービス事業者に対して、指定基準の概要や各種届出の手續等に係る研修を実施しました。(新規指定事業者研修会:6回開催) ○新たに指定を受けた障害福祉サービス事業者を中心に、障害福祉サービス事業者等が障がい者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するための指導などを行いました。	○新たに指定を受けた介護保険サービス事業者に対して、指定基準の概要や各種届出の手續等に係る研修を実施する等、介護保険サービス事業者が適正に事業を運営できるよう指導を行います。 ○障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導等を実施します。	医療保健部 (長寿介護課) 子ども・福祉部 (障がい福祉課)
	ウ 旅行業務の適正な運営の確保 旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、「旅行業法」に基づく指導や立入検査を実施します。	旅行業法に基づく報告徴収及び立入検査等を通じ、旅行の安全の確保と旅行者の利便の増進を図ります。	○旅行者及び旅行サービス手配業者、計6者に対して実地調査を行い、その業務の実施状況を確認することで、旅行の安全確保と旅行者の利便の増進を図りました。	○旅行業法に基づく報告徴収及び立入検査等を通じ、旅行の安全の確保と旅行者の利便の増進を図ります。	観光部 (観光総務課)
	エ 貸金業務の適正な運営の確保 貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資するため、「貸金業法」等に基づく指導や立入検査を実施します。	○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、検査及び指導を行います。 令和5年度の登録貸金業者等への検査実施回数 8回(予定)	○登録貸金業者等への検査を7回実施しました。	○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、検査及び指導を行います。 令和6年度の登録貸金業者等への検査実施回数 8回(予定)	雇用経済部 (中小企業・サービス産業振興課)
④消費者事故情報等の消費者への迅速かつ的確な情報の提供	消費者庁や国民生活センター等と連携し、消費者の生命や身体に危害を及ぼす疑いのある商品・サービスについて情報収集を行い、消費者への迅速かつ的確な情報の提供に努めます。 また、消費者事故が発生した場合には情報を集約し、消費者庁へ迅速に報告するとともに、必要に応じて国や市町の協力を得ながら被害の拡大防止のための注意喚起、調査等を実施します。	○消費者庁から提供される消費者事故情報については、県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供を行い、迅速に消費者への注意喚起を行います。 ○消費生活相談等から得た消費者事故情報について、適切に消費者庁へ報告を行います。	○消費者庁から提供される消費者事故情報や国民生活センターからの注意喚起情報について、県ホームページに掲載するとともに、迅速に市町に情報提供を行いました。	○消費者庁から提供される消費者事故情報については、県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供を行い、迅速に消費者への注意喚起を行います。 ○消費生活相談等から得た消費者事故情報について、適切に消費者庁へ報告を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

3 取引の安全の確保

主要な施策	現行指針(R2-R6)記載の取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①「特定商取引法」の厳正な執行	ア 悪質商法対策の充実・強化 高齢者等をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化を図るため、「特定商取引法」の趣旨、消費者被害の実態を踏まえた同法の厳正な執行を行います。	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	○不当商取引指導専門員が、消費者・市町からの連絡や消費生活相談の情報を基に違反事案がないか注視し、必要な処分及び事業者指導を行いました。 指示処分 1件 行政指導 2件 面接指導 62件	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 連携による効果的な事業者指導の実施 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」において、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報の共有を図り、効果的な事業者指導を行います。	○「東海地域悪質事業者対策会議」において継続的に情報交換を行うとともに、必要に応じ関係機関が合同で事業者指導を行います。	○「東海地域悪質事業者対策会議」に参加し、構成各県・経済産業局との情報交換を行い、効果的な事業者指導に努めました。 東海地域悪質事業者対策会議 3回 愛知県・岐阜県・三重県による合同指導 1件	○「東海地域悪質事業者対策会議」において継続的に情報交換を行うとともに、必要に応じ関係機関が合同で事業者指導を行います。	
②事業者指導の充実・強化	三重県消費生活センターにおける不当商取引指導専門員による悪質事業者に対する指導の強化を実施します。	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	○不当商取引指導専門員が、消費者・市町からの連絡や消費生活相談の情報を基に違反事案がないか注視し、必要な処分及び事業者指導を行いました。 指示処分 1件 行政指導 2件 面接指導 62件	○不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
③事業者の健全な育成	事業者が自ら健全な取引環境を構築するため、研修会や相談の機会を通じて、「消費者契約法」や「特定商取引法」、「三重県消費生活条例」等に基づくコンプライアンスを遵守した経営等の取組を支援します。	○引き続き関係部局と連携してコンプライアンス研修会を実施するとともに、必要に応じ事業者団体等が実施する立入指導に同行することや、研修会等に職員を講師として派遣するなど、事業者のコンプライアンス遵守を支援します。	○事業者が意識を高め、主体的に取り組む機会として、農林水産、医療保健、環境生活3部の連携により、食品事業者を対象とするコンプライアンス研修会を実施するとともに、三重県漁連が開催する研修会に専門員を講師として派遣しました。また、家電公正取引協議会と連携し家電販売店に立入指導を行いました。	○引き続き関係部局と連携してコンプライアンス研修会を実施するとともに、必要に応じ事業者団体等が実施する研修会等に職員を講師として派遣するなど、事業者のコンプライアンス遵守を支援します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
④事業者による自主的な改善の促進	表示の適正化、商品の安全性、適正な商取引の確保を図るため、事業者に対し、関係法令や条例に基づく調査・指導及び立入検査等を行い、自主的な改善を促進します。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや適正な商取引の確保に向けた事業者指導を実施します。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施しました。 事前相談 34件 調査 16件 行政指導 4件	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや適正な商取引の確保に向けた事業者指導を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①商品・サービスの適正な表示の確保	ア 「不当景品類及び不当表示防止法」の厳正な執行 「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、過大な景品付き販売を規制し、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して、適正な表示を行うように指導することにより、消費者を不当に惑わす表示を規制します。	○不当商取引指導専門員が広告表示のチェックや事業者指導を実施するとともに、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施しました。 事前相談 34件 調査 16件 行政指導 4件 ○食品関連事業者を対象に開催された研修会において、表示に関する啓発を行いました。	○不当商取引指導専門員が広告表示のチェックや事業者指導を実施しながら、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 連携による効果的な調査・指導の実施 「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において、表示に関する情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行います。	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施します。	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において各県・関係機関の情報を共有し、効果的な調査・指導の体制を構築しました。 東海4県広告表示等適正化推進会議 2回 三重県食品表示監視協議会 2回	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 食品表示の適正化に向けた監視・指導等 食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 また、食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して、全面施行後の「食品表示法」に則した表示についての周知徹底を図ります。	○食品における適正な表示が行われるよう、「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図るとともに、効果的な調査・指導を行います。	○「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行いました。(三重県食品表示監視協議会2回)	○食品における適正な表示が行われるよう、「三重県食品表示監視協議会」において、関係団体等と情報の共有を図るとともに、効果的な調査・指導を行います。	医療保健部 (食品安全課) 農林水産部 (農産物安全・流通課)
	エ 健康食品等の表示の適正化 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の表示について監視を行うとともに、不適切な表示に対しては、事業者への指導を行います。	○食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 ○食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して「食品表示法」に則した表示について普及啓発を実施します。	○「食品表示法」、「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行いました。(監視指導立入数812件、表示確認品目数5563件) ○一般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示法に基づく表示について普及啓発を実施しました。(食品衛生指導員対象の講習会12回開催)	○食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 ○一般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して食品表示法に則した表示について普及啓発を実施します。	医療保健部 (食品安全課)
オ 「健康増進法」に基づく広告等の表示規制 「健康増進法」に基づき、食品として販売されるものに関し、健康の保持増進の効果等について著しく事実と相違する、または著しく人を誤認させるような広告等を指導することにより、消費者の適切な健康管理や診察の機会を妨げる広告等の表示を規制します。	○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の表示について、インターネット監視等による監視を行うとともに、不適切な表示が発見された場合には、事業者への指導を行います。	○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の表示について、インターネット監視等による監視を行い、不適切な表示に対し改善指導を行いました。(改善指導:8件)	○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の表示について、インターネット監視等による監視を行うとともに、不適切な表示が発見された場合には、事業者への指導を行います。	医療保健部 (業務課)	
カ 食品表示の適正化に向けた情報提供 改正「食品表示法」が全面施行となることに加え、食品表示基準の一部改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等が必要です。これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等の機会を捉え、「食品表示法」について必要な情報を適切に提供します。	○消費者を惑わす巧みな表現を用いた表示や、広告媒体の多様化が進んだことで判断に迷う表示が増加しているため、関係各課との連携を密にし、事業者に対して規制内容の周知徹底を行うとともに、違反が疑われる事例には適正な指導を行います。また、消費者及び事業者に対し、それぞれ正しい表示の活用や提供ができるよう、引き続き積極的な情報発信による啓発を行います。	○事業者からの虚偽誇大表示の禁止に関する相談や関係者からの通報により違反が疑われる広告に対する指導を行いました。(10件) ○事業者には適正な表示を行うよう、また、消費者には表示をよく読み適正に選択するよう、それぞれ啓発を行いました。(6回103人) ○消費者(若い世代)が表示を正しく理解することを目的に大学生と協働し、若い世代の感性を活かした啓発事業を実施しました。	○消費者を惑わす巧みな表現を用いた表示や、広告媒体の多様化が進んだことで判断に迷う表示が増加しているため、関係各課との連携を密にし、事業者に対して規制内容の周知徹底を行うとともに、違反が疑われる事例には適正な指導を行います。また、消費者及び事業者に対し、それぞれ正しい表示の活用や提供ができるよう、引き続き積極的な情報発信による啓発を行います。	医療保健部 (健康推進課)	
キ 食品表示の適正化に向けた情報提供 改正「食品表示法」が全面施行となることに加え、食品表示基準の一部改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等が必要です。これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等の機会を捉え、「食品表示法」について必要な情報を適切に提供します。	○「食品表示法」に基づく表示制度への対応について監視指導が必要です。また、食品関連事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うようホームページやパンフレット等による周知を行うとともに、監視指導時や食品表示講習会等の機会を捉え、必要な情報を適切に提供します。	○「食品表示法」に基づく表示制度や「食品表示基準」の一部改正について、ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等における情報提供を行ないました。(監視指導件数812件、食品表示に関する講習会257回開催)	○「食品表示法」に基づく表示制度への対応では、食品関連事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、法改正に伴う情報提供も含めて、ホームページやパンフレット等による周知を行います。また、食品関連事業者団体とも協力し、食品表示講習会等での機会を捉え、必要な情報を適切に提供します。	医療保健部 (食品安全課)	

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
②商品の適正な計量の確保	適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	○適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	○「計量法」に基づき、計量器等の検定・検査を行うことにより、適正な計量の実施を確保し、もって安全・安心な商取引や消費生活の維持を図っています。令和5年度は、質量計の定期検査や燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を行うとともに、小売店舗・ガソリンスタンド等への立入検査を次のとおり実施しました。 質量計の定期検査 2,278台 燃料油メーター検定 1,044台 タクシーメーター装置検査 1,163台 (小売店舗)量目検査 15店舗 ガソリンスタンド立入検査 191店舗	○適正な計量の実施を確保し、安全・安心な商取引や消費生活の維持を図るために、質量計の定期検査や燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を行うとともに、小売店舗・ガソリンスタンド等への立入検査を継続して実施します。	雇用経済部 (計量検定所)
③商品・サービスの適正な表示の促進	表示は消費者が商品・サービスを購入する際の合理的な選択のもととなる情報であることから、適正な表示が行われるように事業者に対し啓発を行います。	○不当商取引指導専門員が広告表示のチェックや事業者指導を実施するとともに、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施しました。 事前相談 34件 調査 16件 行政指導 4件 ○食品関連事業者を対象に開催された研修会において、表示に関する啓発を行いました。	○不当商取引指導専門員が広告表示のチェックや事業者指導を実施しながら、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

5 生活関連物資の安定供給

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定	社会情勢により、生活関連物資の価格が急騰した場合は、必要に応じ価格動向を把握するとともに、生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。	○日常生活に支障を来すため対応の必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力の呼びかけを行います。	○日常生活に支障を来すため対応の必要があると判断するような事案は発生しませんでした。 ○感染症の影響も落ち着き、生活関連商品の不足などの混乱はありませんでした。	○日常生活に支障を来すため対応の必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力の呼びかけを行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②生活関連商品の円滑な供給と正確な情報の提供	社会情勢の急変などの非常時において、生活関連商品の買い占め又は売り惜しみを行う事業者に対して、必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。 また、感染症の流行時等においては、マスクや消毒薬等の安定供給のため、状況に応じて分割納入等の適正な流通や過剰な発注・在庫の抑制等について、関係団体や事業者にも協力を要請するなどの取組を行います。 さらに、消費者に対して、不安に駆られて必要以上の買い占めを行わないよう、正確な情報の収集と提供を行います。	○事業者による生活関連商品の買い占め又は売り惜しみが生じたときは、法に基づき、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。	○感染症の影響も落ち着き、高額な転売などの事案は発生しませんでした。 ○感染症の影響も落ち着き、必要以上の買い占めなどの混乱はありませんでした。	○事業者による生活関連商品の買い占め又は売り惜しみが生じたときは、法に基づき、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○マスクや消毒薬等の需給の動向を注視し、安定供給の維持に努めます。	○マスクや消毒薬等は、国内生産の増加や輸入拡大により安定供給されました。	○マスクや消毒薬等の需給の動向を注視し、安定供給の維持に努めます。	医療保健部 (感染症対策課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

1 三重県消費生活センターの相談機能の充実

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①相談体制の充実	ア 消費者行政の中核センターとしての取組 多様な相談に柔軟かつ弾力的に対応するとともに、商品・サービスに関し事業者と消費者との間に生じたトラブルが適切かつ迅速に処理されるように消費生活相談員の確保及び資質の向上など必要な施策を講じます。特に、三重県消費生活センターは、三重県における消費者行政の中核センターとして広域的・専門的課題に取り組みます。	○県の消費者行政の中核センターとして三重県消費生活センターを適切に運営していきます。このため、相談員の資質向上については、オンラインの活用なども含めた研修機会の確保を図るとともに、住民がより身近な市町において充実した相談が受けられるよう、市町ホットラインなどを通じて市町の取組を支援します。	○県の中核の消費生活センターとして、消費生活相談を受け付けるとともに、相談員に研修の機会を確保し、資質の向上に努めました。また、市町ホットラインを設置し、市町における専門的な相談の支援を行いました。 市町ホットライン利用件数: 52件	○県の消費者行政の中核センターとして三重県消費生活センターを適切に運営していきます。このため、相談員の資質向上については、オンラインの活用なども含めた研修機会の確保を図るとともに、住民がより身近な市町において充実した相談が受けられるよう、市町ホットラインなどを通じて市町の取組を支援します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 県内相談体制の充実 住民が身近なところで安心して相談できるよう市町と連携し、市町における消費生活センターの設置や専門相談員の配置など相談窓口の充実を促進します。また、単独では相談員の確保等が困難な市町に対して広域連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。	○相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインを設置して相談対応を支援します。 ○市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。	○相談件数が少なく経験が不足しがちな市町に対して、市町ホットラインを設置して相談対応を支援しました。 市町ホットライン利用件数: 52件 ○市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置などについて意見交換を行うとともに、市町消費者行政担当者会議を開催し、市町ホットラインの運用や国交付金の活用等についての情報提供を行いました。	○相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインを設置して相談対応を支援します。 ○市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 連携による相談業務の充実 国民生活センター、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、司法書士会や警察など関係機関との情報交換や連携等により相談業務の充実を図ります。また、市町、消費者団体や事業者団体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を通じて、関係機関と連携を図り、消費者問題の情報交換や相談窓口の周知等の啓発を実施します。	○国民生活センターや関係機関と連携することで、消費生活相談に適切に対応します。また、「みえ・くらしのネットワーク」において情報交換・意見交換等を行うとともに、加盟団体が実施するイベントへの参加や連携した啓発事業の実施などさまざまな機会を活用して効果的な啓発活動を実施します。	○オンラインによる形式で「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県の啓発活動について情報提供を行うことができました。また、消費者月間記念講演会におけるパネル展示をネットワーク加盟団体と連携して実施するとともに、同団体に対して、情報提供を行いました。 ○警察やネットワーク加盟団体の消費者団体や事業者団体と連携して啓発事業を行いました。	○国民生活センターや関係機関と連携することで、消費生活相談に適切に対応します。また、「みえ・くらしのネットワーク」において情報交換・意見交換等を行うとともに、加盟団体が実施するイベントへの参加や連携した啓発事業の実施などさまざまな機会を活用して効果的な啓発活動を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②消費生活相談の充実・強化	ア 専門的な相談への対応 より高度で専門的な相談に対応するため、研修等による消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、弁護士等専門家の活用を進めます。	○オンラインの活用などにより国民生活センター等の研修を受講するとともに、県内の相談員に向けた勉強会を開催するなど、相談員の資質の向上を図ります。また、法的な見解が必要な場合には、弁護士等の専門家を活用するなど、より高度で専門的な相談への対応に努めます。	○県内の消費生活相談員等に向けた勉強会をオンラインも活用して毎月1回開催し、相談員の資質の向上を図りました。 ○弁護士による事例検討会の開催や弁護士からの助言の機会を提供し、相談対応の強化に努めました。	○オンラインの活用などにより国民生活センター等の研修を受講するとともに、県内の相談員に向けた勉強会を開催するなど、相談員の資質の向上を図ります。また、法的な見解が必要な場合には、弁護士等の専門家を活用するなど、より高度で専門的な相談への対応に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ あっせんの実施 消費者自身での解決が困難な消費者問題等は、消費生活相談員が必要に応じて事業者とのあっせんを行います。	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっせんを行いました。 あっせん件数: 69件(うちあっせん解決66件) あっせん解決率: 95.6%	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

<p>③高度情報通信社会の進展への的確な対応</p>	<p>高度情報通信社会の進展による新たな商品やサービスの提供に伴う消費者トラブルの防止や早期解決に向け、情報の収集を図り消費者への情報提供を行うほか、キャッシュレス化の進展への対応として、利便性やリスクについての理解の促進を図るとともに、年齢や障がいの有無など様々な状況を踏まえた決済手段を利用できるよう、国や関係機関と連携した取組を行います。</p>	<p>○高度情報通信社会の進展に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、情報収集や消費者への情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を図ります。 また、キャッシュレス化の進展に伴う消費者トラブルの防止については、事例などについて県民への情報提供を行います。</p>	<p>○国や事業者等との意見交換等の機会を通じて情報収集を行うとともに、研修の受講により相談員の資質の向上を図りました。 ○インターネット通信販売の利用増等をふまえ、通信販売でのキャッシュレスに関連した消費者トラブルに関する情報提供に努めました。</p>	<p>○高度情報通信社会の進展に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、情報収集や消費者への情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を図ります。 また、キャッシュレス化の進展に伴う消費者トラブルの防止については、相談事例やアドバイスなどについて県民への情報提供を行います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
		<p>○「三重県キャッシュレス推進方針」策定後の取組状況を踏まえ、新しい生活様式のもと、総務省が推進する「JPQR」等の普及・利用拡大に向けて事業者向けセミナー等の開催などにより、引き続きキャッシュレス化推進に取り組みます。</p>	<p>○主に中小企業・小規模企業を対象にDX人材育成セミナー「お客様がよろこぶ！キャッシュレス化実践入門」を開催し、総務省が推進するQRコード決済の統一規格「JPQR」の普及とキャッシュレス決済導入を促しました。</p>	<p>○「三重県キャッシュレス推進方針」策定後の取組状況を踏まえ、総務省が推進する「JPQR」等の普及・利用拡大に向けて事業者向けセミナー等の開催などにより、引き続きキャッシュレス化推進に取り組みます。</p>	<p>雇用経済部 (産業イノベーション推進課)</p>
<p>④国際化の進展への対応</p>	<p>ア 消費生活の国際化への対応 個人輸入等消費生活の国際化に伴い、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者への情報提供や関係機関への取次ぎを行います。</p>	<p>○消費者庁等からの情報を迅速に提供するとともに、国際的な案件については、「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」について情報提供を行います。</p>	<p>○消費生活相談に寄せられた国際的な消費者トラブルに関しては必要なアドバイスを行うとともに、CCJ等の専門機関を案内しました。</p>	<p>○消費者庁等からの情報を迅速に提供するとともに、国際的な案件については、「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」についての情報提供を行います。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
	<p>イ 外国人住民への相談対応等 外国人住民等における消費者トラブルについて、市町や関係機関と連携した、相談や啓発に取り組みます。 また、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民等からの生活に係る相談を対面又は電話で受け付け、適切な情報提供や関係機関への取次ぎを行います。</p>	<p>○外国人住民への消費者啓発については、市町や関係機関と連携した取組を行います。また、外国人住民からの相談対応については、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」等と連携して取り組みます。</p>	<p>○外国人住民への相談対応については、県の多文化共生所管部署や(公財)国際交流財団との連携に努めました。</p>	<p>○外国人住民への消費者啓発については、市町や関係機関と連携した取組を行います。また、外国人住民からの相談対応については、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」等と連携して取り組みます。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
		<p>○引き続き相談窓口を開設し、さまざまな機関と連携して定期的に相談会を開催するなど、相談体制の更なる充実に取り組み、相談者に寄り添ったきめ細かな対応を行います。</p>	<p>○「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、11言語で相談に対応するとともに、必要な情報を提供しました。また、複雑な相談に対応するため弁護士等による専門相談も実施し、相談体制の充実に取り組みました。</p>	<p>○「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、11言語で相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。また、複雑な相談に対応するため弁護士等による専門相談も実施するとともに、庁内関係部局等とケース検討会を開催するなど、相談体制の充実に取り組みます。</p>	<p>環境生活部 (ダイバーシティ社会推進課)</p>

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

2 市町の相談体制等の充実に向けた支援

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携	ア 市町の消費生活相談体制の充実 広域連携も含めた市町における消費生活センターの設置促進を図るなど、市町と連携しながら、市町の消費生活センターや相談窓口の機能の充実・専門性の強化を進めるとともに、国交付金の活用を促進し、消費生活相談員の配置や研修費用等の支援を行います。	○市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。	○市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置などについて意見交換を行うとともに、市町消費者行政担当者会議を開催し、市町ホットラインの運用や国交付金の活用等についての情報提供を行いました。	○市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 消費生活相談員の人材の確保 消費生活相談員を確保するため「三重県消費生活相談員人材バンク」を運用します。	○資格取得者に対する「三重県消費生活相談員人材バンク」への登録促進に取り組むとともに、相談員の人材確保に努めます。	○資格取得者に対する「三重県消費生活相談員人材バンク」への登録促進に取り組むとともに、同人材バンクに登録した有資格者に対し市町の募集情報を提供する等、相談員の人材確保に努めました。	○資格取得者に対する「三重県消費生活相談員人材バンク」への登録促進に取り組むとともに、相談員の人材確保に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 市町の相談対応への支援 市町の消費生活相談窓口の相談能力の向上のため、消費生活相談員や相談窓口担当職員を対象とした研修会等を開催します。 また、市町の相談員等からの疑問にこたえるため、「市町専用相談電話(ホットライン)」や県の弁護士相談の利用を促進するとともに、必要な情報提供を行います。	○県内の消費生活相談員や消費生活窓口担当職員等を対象とした勉強会をオンラインも活用しながら、毎月1回開催します。また、相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインや弁護士相談の運用を通じて相談対応を支援します。	○県内の消費生活相談員等に向けた勉強会をオンラインも活用して毎月1回開催し、相談員の資質の向上を図りました。 ○相談件数が少なく、経験が不足しがちな市町に対して、市町ホットラインを設置して相談対応を支援しました。 市町ホットライン利用件数:52件 ○弁護士からの助言の機会を提供し、相談対応の強化に努めました。	○県内の消費生活相談員や消費生活窓口担当職員等を対象とした勉強会をオンラインも活用しながら、毎月1回開催します。また、相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインや弁護士相談の運用を通じて相談対応を支援します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

3 多重債務者問題への対応

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①多重債務者サポート体制の確保	多重債務者に対しては、県、市町、弁護士会、司法書士会、東海財務局津財務事務所、社会福祉協議会等が連携・協力する「多重債務者相談連携システム」により、迅速に多重債務相談窓口から弁護士等専門家につなぐなど、生活再建を支援します。また、こころの健康センターと連携し、多重債務者のサポートを行い自死防止等の対策を進めます。	○多重債務者から相談があった場合には、必要に応じて多重債務者相談連携システムにより確実に専門家へつなぎます。 また、国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、多重債務者連絡協議会による取組を実施します。	○多重債務連携システムを運用し、多重債務者から相談があった場合、各相談窓口から専門家である弁護士や司法書士につなぐなど、迅速な対応に努めました。 ○国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、電話による無料相談会を実施しました。	○多重債務者から相談があった場合には、必要に応じて多重債務者相談連携システムにより確実に専門家へつなぎます。 また、国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、多重債務者連絡協議会による取組を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
		○こころの健康センターにおいて、自殺予防に係る面接相談や電話相談を実施して、対象者を必要な支援につなげるとともに、相談窓口対応力向上研修などの人材育成や自殺予防普及啓発を実施します。	○こころの健康センターにおいて、自殺予防に係る面接相談(45件)や電話相談(993件)に対応しました。また相談窓口対応力向上研修(1回)や自死遺族支援者研修(1回)等を開催し、支援者の人材育成を実施するとともに、自殺予防に係る普及啓発活動を実施しました。	○こころの健康センターにおいて、自殺予防に係る面接相談や電話相談を実施して、対象者を必要な支援につなげるとともに、相談窓口対応力向上研修などの人材育成や自殺予防普及啓発を実施します。	医療保健部 (健康推進課)
②ギャンブル等依存症対策の推進	多重債務に陥る一因であるギャンブル等依存症への対応として、平成31(2019)年4月に策定された国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、県の計画を策定するとともに、関係機関と連携して対策を推進します。	○「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、普及啓発、相談体制・治療体制の充実、関係機関との連携づくりなどに取り組みます。	○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、県庁舎内でポスター展示や関係資料の配架を行いました。 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、ポスター展示を行い、啓発しました。 ○期間中は県庁館内放送により来庁者や職員に「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の周知を行いました。(1週間 1回/日) ○こころの健康センターにおいて、依存症問題に関する専門性を備えた医師及び相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施しています。	○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、ポスター展示や関係資料の配架を行います。 ○リーフレットやホームページを活用し広く周知します ○啓発物品を活用し、広く周知します。 ○引き続き、こころの健康センターにおいて、依存症問題に関する専門性を備えた医師及び相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施します。	医療保健部 (健康推進課)
		○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した取組を行います。	○県内大型ショッピングセンターや各種団体が行うイベント等に出展し、啓発を行いました。 イオン4店舗にて啓発を実施 各種団体が行うイベント等に4回出展し、啓発を実施しました。	○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した取組を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

4 消費生活上特に配慮を要する消費者への支援

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①高齢者や障がい者等の消費生活の安全確保	ア 見守り体制の強化 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの見守り体制を強化するため、市町に対して「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を働きかけます。	○市町を訪問し、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけます。また、県内事例、全国における先進的な取組事例などについて、市町に情報提供を行います。	○市町の訪問を行うとともに、市町消費者行政担当課会議を開催し、令和2年度から国が推進する「地方消費者行政強化作成2020」等について情報提供を行い、「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置への理解の促進を図りました。	○市町を訪問し、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけます。また、県内事例、全国における先進的な取組事例などについて、市町に情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 被害防止のための啓発の実施 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの被害防止のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成し、地域における自主的な講座や啓発活動の取組を促進するとともに、消費生活出前講座の実施や地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消費者団体、地域包括支援センター等の関係機関と連携した啓発を実施します。	○消費者生活地域リーダーを引き続き養成するとともに、養成したリーダーが地域で機能的に活動できるよう、市町に働きかけます。また、既存の地域リーダーを対象にフォローアップ講座を実施し、地域リーダーの啓発活動の支援に努めます。	○県内2会場で消費者啓発地域リーダー養成講座を開催(19名参加)し、14名にリーダー登録いただきました。 リーダーの活動については、公民館や交流センターでの注意喚起、集会でのDVD上映、チラシの配布など啓発活動実績は22件でした。 また、消費生活出前講座に関しては、地域の集会や包括支援センターなど8回の講座を行いました。	○消費者生活地域リーダーを引き続き養成するとともに、養成したリーダーが地域で機能的に活動できるよう、市町に働きかけます。また、既存の地域リーダーを対象にフォローアップ講座を実施し、地域リーダーの啓発活動の支援に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 地域における自立した生活の支援 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などで、適切な福祉サービスの利用を受けることができない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の代行を行う福祉サービス利用援助等事業を推進し、地域で自立した生活が送れるように支援します。	○判断能力に不安のある高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう、引き続き、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。	○三重県社会福祉協議会が実施する次の事業に対する補助を行いました。 ・専門員、生活支援員等の事業にかかる人材の相談支援・研修等 ・契約締結審査会の開催 ・市町社会福祉協議会の専門員設置 ・生活保護世帯への利用料支援 等	○判断能力に不安のある高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう、引き続き、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。	子ども・福祉部 (地域福祉課)
	エ 成年後見制度の活用促進 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などへの権利侵害を防ぐため、成年後見制度の活用促進に係る市町の取組を支援します。	○中核機関の設置に向けて意欲的な市町をモデル市町として選定し、アドバイザーを定期的に派遣することにより、中核機関設置に向けた取組を支援します。 ○関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催します。 ○市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会福祉協議会職員スキルアップ研修を開催します。	○三重県弁護士会、三重県司法書士会、リーガルサポート三重支部、三重県社会福祉士会からアドバイザーを登録していただき、モデル市町として選定したいなべ市、東員町、多気町に派遣し、中核機関設置に向けた取組を支援しました。 ○成年後見制度利用促進に向けた関係機関会議を開催しました。 ○市町職員および市町社協職員を対象としたスキルアップ研修会を開催しました。 ○モデル市町による取組成果報告会を開催しました。	○成年後見制度利用促進に関する取組について、関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、着実な推進を図るため、「協議会」を設置し、各市町の取組を支援します。 ○関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催します。 ○市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会福祉協議会職員スキルアップ研修を開催します。	医療保健部 (長寿介護課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第3項 消費者被害の防止・救済

5 紛争の適切かつ迅速な解決

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①紛争の適切かつ迅速な解決	ア 民間相談機関等との連携 必要に応じて、他の民間相談機関や公的機関など、適切な裁判外紛争解決機関等を紹介します。	○相談の内容に応じて、より専門的な相談機関やADR機関等を紹介します。	○相談の内容に応じて、より専門的な相談機関やADR機関等を紹介しました。	○相談の内容に応じて、より専門的な相談機関やADR機関等を紹介します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ あっせんや調停の実施 必要に応じて、「三重県消費者苦情処理委員会」において、あっせんや調停を行います。	○必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」を開催します	○県消費生活センターに寄せられた相談のうち、「三重県消費者苦情処理委員会」に付託する事案はありませんでした。	○必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」を開催します	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(令和2年3月改定)に掲げる主要施策の令和5年度実施結果及び令和6年度実施概要

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①消費生活に関する消費者等の意見の把握	「みえ・くらしのネットワーク」会議での意見や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。	○「三重県消費生活対策審議会」、「みえ・くらしのネットワーク」会議や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。会議等の開催にあたっては、オンラインを活用するなど、より参加しやすい形で開催します。	○オンラインで「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県消費生活センターが行う消費者啓発活動について情報提供を行いました。 また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図りました。	○「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。 また、「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②消費者施策に関する透明性の確保	「三重県消費生活対策審議会」や「同審議会教育研究部会」を公開で開催するとともに、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要についてHP等で公開します。 また、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要についてHPで公開しました。 また、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行いました。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要についてHP等で公開します。 また、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

2 市町・国との連携

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①市町との連携と支援	市町へ国交付金の活用や消費者施策の充実に向けた働きかけを行うとともに、連携した取組を行うことで、三重県の消費者行政を推進します。	○市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。 ○引き続き、市町と連携して消費者啓発地域リーダーの活動を支援するとともに、啓発の協力を呼びかけます。	○市町訪問を行うとともに、市町消費者行政担当課会議を開催し、国交付金の活用等についての情報提供を行いました。 ○市町と連携して消費者啓発地域リーダーフォローアップ講座を開催し、県や市町の取組の紹介や啓発物品を配布し、活動を支援するとともに、啓発の協力を呼びかけました。	○市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。 ○引き続き、市町と連携して消費者啓発地域リーダーの活動を支援するとともに、啓発の協力を呼びかけます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②国等との連携	消費者庁をはじめ関係省庁や国民生活センターが開催する専門研修に担当職員を派遣し、より専門性の高い人材を育成します。また、国等と連携した研修会を開催します。 消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と連動した取組を行うとともに、東海・北陸の各県など他都道府県と連携し、情報収集、情報共有を行うことで、効果的・効率的な事業の実施を図ります。	○消費者庁や国民生活センター等が開催する研修に職員や相談員の積極的な参加を促すとともに、消費者庁や国民生活センター等の協力を得て、県内での研修の実施に努めます。 ○消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と連動した取組を行うとともに、他の都道府県と連携することで、効果的・効率的な事業の実施を図ります。	○オンラインも含めた国民生活センター等が主催する研修に職員や相談員が参加し、人材育成と情報の収集を図りました。 ○消費者月間に合わせた記念講演会や多重債務者相談強化キャンペーンに合わせた「借金のお悩み電話相談」を実施しました。	○消費者庁や国民生活センター等が開催する研修に職員や相談員の積極的な参加を促します。 ○消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と連動した取組を行うとともに、他の都道府県と連携することで、効果的・効率的な事業の実施を図ります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

3 消費者行政推進体制の充実・強化

主要な施策	現行指針(R2-R6)取組事項	令和5年度実施概要	令和5年度実施結果	令和6年度実施概要	所管部課
①「三重県消費生活対策審議会」による調査審議	毎年度、基本指針に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の具体的な取組に反映していきます。 なお、実施状況については、県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。	○基本指針に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の具体的な取組に反映します。 ○消費者施策の実施状況を県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。	○「三重県消費生活対策審議会」をオンラインで開催し、基本指針に基づく消費者施策の実施状況等に対する意見をいただくとともに、その反映に努めました。 ○消費者施策の実施状況を県ホームページで公表し、県民に情報提供を行いました。	○基本指針に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を図るとともに、次期消費者施策基本指針(案)を同審議会で審議し、審議会からの意見を基本指針の取組に反映します。 ○消費者施策の実施状況を県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②庁内連携体制の充実	みえ県民カビジョンにおける「消費生活の安全の確保」の目標達成に向け、消費者行政推進会議において多方面の情報を共有し、啓発活動等に連携して取り組むなど、三重県の消費者行政を総合的・効果的に推進します。 また、食の安全・安心の確保、ギャンブル等依存症対策や食品ロス削減の取組など、消費者を取り巻くさまざまな課題に対して、関連する庁内連絡会議を積極的に活用することで、着実な推進を図ります。	○三重県消費者行政推進会議において各課における消費者行政の実施状況を共有するとともに、消費者事故の消費者庁への報告義務についての周知をはかります。 ○庁内での情報共有を推進するとともに、イベント等での啓発活動や研修等における連携を進めていきます。 ○関連する施策における庁内連絡会議等を活用し、消費者行政の着実な推進を図ります。	○三重県消費者施策基本指針に基づく消費者施策の実施状況について取りまとめを行い、各課における取組の共有を図りました。	○三重県消費者行政推進会議において各課における消費者行政の実施状況を共有するとともに、消費者事故の消費者庁への報告義務についての周知をはかります。 ○庁内での情報共有を推進するとともに、イベント等での啓発活動や研修等における連携を進めていきます。 ○関連する施策における町内連絡会議などを活用し、消費者行政の着実な推進を図ります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)